

○西郷村文化芸術活動激励金交付要綱

令和元年5月7日告示第79号

西郷村文化芸術活動激励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日頃の文化芸術活動等の成果として全国規模以上の大会（以下「大会」という。）に出場する村民の榮譽を称え、激励金を交付することにより、本村の文化芸術等の振興と向上を図ることを目的とする。

(激励金の対象となる文化芸術の範囲)

第2条 激励金の対象となる文化芸術の範囲は次のとおりとする。

- (1) 文化芸術基本法（平成13年法律第148号）第8条から第12条までに規定する文化芸術のうち、次に掲げるもの
 - ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（イに規定するメディア芸術を除く。）
 - イ メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術）
 - ウ 伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能）
 - エ 芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。））
 - オ 生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）
 - カ 国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）
- (2) その他村長が適当と認めるもの

(対象大会)

第3条 交付の対象となる大会は、次の各号のいずれかに該当するものとする。なお、同一期間、又は同一大会要項等で開催される大会は、同一大会とみなす。

- (1) 文部科学省又は文化庁が主催又は共催若しくは後援する大会のうち、地方予選を経て出場し、又は厳正かつ明確な基準により推薦され出場する全国規模以上の大会
- (2) 国及び地方公共団体その他これらに準ずる機関（政治団体、宗教団体、流派団体等を除く。）、新聞社等が主催する全国規模以上の大会のうち、地方予選を経て出場し、又は厳正かつ明確な基準により推薦され出場する全国規模以上の大会
- (3) 国民文化祭及び全国高等学校文化祭の構成事業として、全国的に公募する大会
- (4) 全国高等学校長協会、公益財団法人全国商業高等学校長協会、公益社団法人全国工業高等学校長協会、全国定時制通信制高等学校長会、全国農業高等学校長協会等

が主催する全国規模の大会

(5) 前各号に掲げるもののほか、村長が適当と認める大会

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、激励金を交付しない。

(1) 美術展、写真展、書道展その他の作品展への出展、文芸作品等の応募その他対象者が全国大会の開催地に行くことなく出場できるとき

(2) 応募者の全てが出場できるとき

(3) 交流、親睦等を図ることを主な目的とするとき

(対象者)

第4条 交付の対象者は、本村に住所を有し、かつ、居住する者で、次のいずれかに該当する者とする。ただし、大会の出場種目又は参加種目を生業としている者及び大会への出場又は参加に当たり本村の他の交付金を受けている者は、除く。

(1) 地区予選及び県予選、又はブロック予選等を経て大会の出場資格を得た者

(2) 主催する団体等から予選を免除された者

2 交付の対象となる顧問等は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 本村に住所を有し、かつ、居住する者で、大会の開催要領等で必要と認められ、参加申込書等に記載のある出場者以外の者

(2) 村内小中学校の部活動顧問等で、児童生徒を引率する立場にある者

3 前2項に掲げる者のほか、村長が適当と認める者

(激励金の額)

第5条 激励金の交付額は、個人の場合は10,000円とする。団体の場合は、大会の出場人数又は参加人数に10,000円を乗じた額とする。ただし、100,000円を限度額とする。

2 前項の規定に関わらず、村長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(贈呈の時期)

第6条 激励金は、大会等に出場する場合、その都度贈る。

(激励金の交付申請)

第7条 激励金の交付を受けようとする者は、激励金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

(1) 大会要項

(2) 予選会の大会要項及び成績表

(3) その他村長が必要と認めるもの

(激励金の交付決定)

第8条 村長は、激励金の交付申請を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査を行い

適当と認めるときは、激励金の交付をすることができる。

(激励金の決定通知)

第9条 村長は、激励金の交付決定をしたときは、速やかに激励金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(激励金の請求及び支出)

第10条 激励金の支出は、激励金の交付決定の通知を受けた者の請求により行うものとする。

2 激励金の交付決定を受けた者が、激励金の請求をしようとするときは、激励金交付請求書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 激励金の交付決定を受けた者は、第3条に規定する大会の終了後30日以内に実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、村長に提出しなければならない。

- (1) 大会等に出場したことを証明するもの
- (2) その他村長が必要と認めるもの

(激励金の交付決定の取消し等)

第12条 村長は、激励金の交付決定通知又は激励金の交付を受けた者が、次に掲げるものに該当する場合には、激励金の交付決定を取り消し、又は既に交付した激励金の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な行為により激励金の交付を受けた場合
- (2) 激励金の交付対象大会が開催されなくなった場合
- (3) その他村長が必要と認めた場合

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。